

目次

第1部

復興法体系の到達点と概要

第1章	防災に関する法律の体系	2
I	防災に関する法律の体系	2
II	災害予防の分野を担当する法律	2
	コラム① 近時の相次ぐ火山の噴火をどう考える？ /5	
	コラム② 平成26年8月に土砂災害が多発 / 10	
III	災害応急対応の分野を担当する法律	12
IV	災害復旧・復興の分野を担当する法律	14
第2章	阪神・淡路大震災と東日本大震災 における復興（特別）法	17
第1節	阪神・淡路大震災における復興（特別）法	17
I	被災市街地復興特別措置法	17
II	阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（阪神・淡路復興法）	23
III	神戸市震災復興緊急整備条例	25
IV	罹災都市借地借家臨時処理法	27
V	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（被災マンション法）	29
VI	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	30
第2節	東日本大震災における復興（特別）法	31
I	東日本大震災復興基本法成立と与野党の攻防	31
II	東日本大震災復興基本法の概要	34

III 東日本大震災復興特別区域法の制定とその概要	37
IV その他の法律	40

第3章 大規模災害からの復興に関する法律（復興法）の制定と災害対策基本法の改正 47

第1節 大規模災害からの復興に関する法律（復興法）の制定	47
I 復興法制定の背景と経緯	47
II 復興法の全体像と目的、定義、基本理念	50
第2節 災害対策基本法の改正	54
I 災害対策基本法の第1弾改正の背景と経過	54
II 災害対策基本法の第1弾改正の内容	56
III 災害対策基本法の第2弾改正の背景と経過	59
IV 災害対策基本法の第2弾改正の内容	62
コラム③ 災害対策基本法改正ガイドブックの活用を / 65	
V 災害対策基本法の第1弾改正・第2弾改正のまとめ	66
第3節 災害対策基本法のさらなる改正	69
I 災害対策基本法のさらなる改正の課題——輸送路の確保	69
II 災害対策基本法の平成26年改正（放置車両対策の強化）	70
III 平成26年改正後のさらなる課題	71

コラム④ 「みなし仮設」の積極活用 / 74

第4章 復興法と東日本震災復興基本法、東日本大震災復興特区法との関係 75

I 東日本大震災復興基本法、東日本大震災復興特区法、そして復興法の制定	75
II 復興法と東日本大震災復興基本法・東日本大震災復興特区法の対比	75

第5章

国土強靱化関連三法の制定と

その概要82

第1節 国土強靱化基本法の制定とその概要82

I 国土強靱化基本法の制定82

II 国土強靱化基本法の概要85

III 国土強靱化基本法の評価90

コラム⑤ 国土強靱化を目指す民間企業等の取組事例を公表！ /91

第2節 首都直下法の制定とその概要92

I 首都直下法の制定92

II 首都直下法の概要96

III 首都直下法の目的・定義98

第3節 南海トラフ法の制定とその概要100

I 南海トラフ法の制定100

II 南海トラフ法の概要102

第2部

論点解説による災害法体系

第1章

復興法体系全体の論点108

論点1 災害対策の司令塔その1——非常災害対策本部と緊急災害対策本部108

I 災害対策基本法が定める二つの司令塔 108 /II 復興法が定めた復興対策本部との比較 112

論点2 災害対策の司令塔その2——復興法が定める復興対策本部113

I 特定大規模災害 113 /II 復興対策本部の設置（復興法4条1項） 115 /III 復興現地対策本部の設置（復興法5条8項） 117 /IV 復興対策委員会の設置等（復興法7条） 118 /V 東日本大震災復興構想会議が果たした役割 119

論点3 災害対策基本法が定める災害緊急事態の布告120

I 災害緊急事態の布告（災対法105条、106条） 120 /II 緊急災害対策本部の所管区域に係る要件の見直し（災対法107条） 121 /III 対

処基本方針（災対法108条） 121 /IV 災害緊急事態の布告があったときの災害情報の公表（災対法108条の2） 123

論点4	地区防災計画	128
	I 災害対策基本法が定める防災計画と防災組織	128 /II 市町村地域防災計画と地区防災計画の創設（災対法42条3項） 130 /III 地区防災計画の提案手続（災対法42条の2） 131 /IV 「地区防災計画ガイドライン」の作成 132 /V 地域防災計画や地区防災計画への住民、NPO法人の積極的関与 134

第2章

阪神・淡路大震災における復興事業

にみる論点136

論点1	建築基準法84条に基づく建築制限と被災市街地復興特別措置法に基づく建築制限	136
	I 建築基準法84条に基づく建築制限の意義とその活用 136 /II 被災市街地復興特別措置法に基づく建築制限 138 /III 建築制限の二つのスキーム 139	
論点2	既存の都市法体系による復興その1——都市計画決定による土地区画整理事業、市街地再開発事業	140
	I 阪神・淡路大震災における建築基準法84条に基づく建築制限 140 /II 被災市街地復興特別措置法を活用せず都計法を活用 140 /III 平成7年3月17日の都市計画決定とそれに基づく土地区画整理事業、市街地再開発事業 140	
論点3	既存の都市法体系による復興その2——優良建築物等整備事業等の要綱事業による復興	144
	I 要綱事業 144 /II 要綱事業の活用による阪神・淡路大震災からの復興 145	

第3章

東日本大震災における復興事業に

みる論点148

論点1	建築制限特例法に基づく建築制限と建築基準法39条に基づく「災害危険区域」の指定	148
	I 東日本大震災の発生を受けた建築制限特例法の制定 148 /II 建築基準法39条に基づく建築制限（「災害危険区域」の指定） 151 /III 集団移転促進事業 152 /IV 復興法と建築制限 153	
論点2	建築制限終了後の復興事業	154
	I 宮城県における建築制限と復興事業 154 /II 岩手県における建築制限と復興事業 158 /III 福島県における建築制限と復興事業 159	

コラム⑥ 東日本大震災における復興計画のアイデアは真に議論されたか？ /161

第4章 復興法の論点163

論点1 復興基本方針（復興法8条）、都道府県復興方針（9条）163

I 復興基本方針（8条） 163 /II 都道府県復興方針（9条） 165

コラム⑦ クラウドファンディングの活用を /167

論点2 復興計画（復興法10条）168

I 復興計画、その作成主体、その効果（10条1項） 168 /II 復興計画を作成することができる4つの地域（10条1項1号～4号） 169 /III 復興計画に記載する事項（10条2項、3項） 170 /IV 復興計画の作成手続（10条4項～7項） 171 /V 監視区域の指定（39条） 172 /VI 権限の委任（40条） 174

論点3 復興計画に記載する復興整備事業（復興法10条2項4号）175

I 復興整備事業（10条2項4号） 175 /II 主な復興整備事業の内容 176 /III 復興整備事業について復興計画に記載する事項、記載するときの手続 178 /IV 復興整備事業に係る許認可等の特例（13条、14条） 179 /V 東日本大震災における「復興整備計画 作成マニュアル」 180 /VI 東日本大震災における復興整備事業の現状 181

論点4 復興法の特例その1——土地利用基本計画の変更等に関する

特例（復興法12条）183

I 土地利用基本計画の変更のための従来の手続と、復興法による土地利用計画の変更等の特例の創設（12条） 183 /II 土地利用基本計画の変更等に関する特例の対象（12条1項～3項） 184 /III 復興計画に記載する場合の手続（12条4項～9項） 188

コラム⑧ 被災者健康・生活支援総合交付金の活用を /190

論点5 復興法の特例その2——復興整備事業に係る許認可等の特例

（復興法13条、14条）191

I 復興整備事業に係る許認可等の特例の趣旨（13条、14条） 191 /II 復興整備事業に係る許認可等の特例——2haを超える農地の農地転用についての復興計画への記載（13条1項～3項） 192 /III 復興整備事業に係る許認可等の特例——その他の事項についての復興計画への記載（13条4項～14項） 195 /IV 復興整備計画の実施に必要な許認可等の一元的処理の特例（14条1項～6項） 204

論点6 復興法の特例その3——土地区画整理事業等の特例

（復興法15条～20条）207

I 復興計画を定めた場合の土地区画整理事業等の特例（15条～20条）

207	／II 土地区画整理事業と復興一体事業の特例 (15条)	207	／III 土地改良事業の特例 (16条)	209	／IV 集団移転促進事業の特例 (17条)	212	／V 住宅地区改良事業の特例 (18条)	215	／VI 小規模団地住宅施設整備事業の特例 (18条の2)	220	／VII 漁港漁場整備事業の特例 (19条)	221	／VIII 地籍調査事業の特例 (20条)	222												
論点7 復興法の特例その4——復興一体事業 (復興法21条～23条)、復興住宅等建設区 (26条、27条) ……………227																										
	I 復興法における復興一体事業の創設	227	／II 復興一体事業についての事業計画の認定 (21条1項～11項)	227	／III 土地区画整理法127条の準用 (22条)	232	／IV 土地区画整理事業の認可等の特例 (23条)	233	／V 復興住宅等建設区への換地の申出等 (26条、27条)	233																
論点8 復興法の特例その5——届出対象区域 (復興法28条) とそれ以外の復興計画の実施に係る特別の措置 (29条～38条) ……………236																										
	I 届出対象区域 (28条)	236	／II 「届出対象区域」以外の「復興計画の実施に係る特別の措置」	239	／III 復興計画のための土地の立入り等、復興整備事業のための土地の立入り等 (29条～34条)	239	／IV 資料の提出その他の協力 (35条)	239	／V 不動産登記法の特例 (36条)	240	／VI 土地収用法の特例 (36条の2～36条の4) を設けた趣旨	242	／VII 土地収用法の特例その1 (土地収用法17条3項、27条1項2号) ——事業認定に関する処分に関する期間に関する特例 (復興法36条の2)	242	／VIII 土地収用法の特例その2 (土地収用法123条1項) ——緊急使用の期間に関する特例 (復興法36条の2)	243	／IX 土地収用法の特例その3 (土地収用法40条1項) ——収用裁決申請書の添付書類の省略に関する特例 (復興法36条の3)	244	／X 土地収用法の特例その4 (土地収用法47条の2第3項) ——収用委員会の裁決に要する期間に関する特例 (復興法36条の4)	246	／XI 民法の特例 (36条の5)	247	／XII 独立行政法人都市再生機構法の特例 (37条)	247	／XIII 農業振興地域の整備に関する法律 (農振法) の特例 (38条)	249
論点9 復興法の特例その6——都市計画の特例(1)・一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画 (復興法41条) ……………251																										
	I 津波防災地域づくりに関する法律の制定と都計法の改正による「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の創設	251	／II 復興法による「一団地の復興拠点市街地形成施設」の創設と都計法の改正	252	／III 一団地の復興拠点市街地形成施設の定義と一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画	253																				
論点10 復興法の特例その7——都市計画の特例(2)・都市計画法の特例 (復興法42条) ……………255																										

I 都市計画決定等の代行制度の創設	255	／II 代行できる都市計画の決定等 (42条1項～3項)	256	／III 都市計画法が定める都市計画の決定と三つのみなし規定	257
論点11 復興法の特例その8——災害復旧事業等に係る工事の国等による代行 (復興法43条～52条)	260				
I 「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」の制定	260	／II 復興法による「災害復旧事業等に係る工事の国等による代行」制度の創設	260	／III 代行の対象となる工事	261
IV 権限の代行・その手続、費用の負担	264	／V 漁港漁場整備法の特例 (43条)	265	／VI 東日本大震災における震災代行法に基づく国による代行の事例	269
論点12 復興法が定めた復興協議会 (復興法11条)	270				
I まちづくり協議会の意義と役割	270	／II 復興協議会の設置・役割 (11条1項)	271	／III 復興協議会 (協議会) の構成 (11条2項～4項)	272
IV 1項の「協議を行うための会議」 (会議) の構成員 (11条5項～9項)	274	／V 東日本大震災復興特別区域法における復興整備協議会の運営	276		
第5章 国土強靱化基本法の論点	279				
論点1 基本方針 (国土強靱化法8条)、施策の策定及び実施の方針 (9条)	279				
I 基本方針 (8条)	279	／II 施策の策定及び実施の方針 (9条)	280		
コラム⑨ 震災復興担当大臣はなぜ機能しなかったのか?	281				
論点2 国土強靱化基本計画 (国土強靱化法10条～12条)、国土強靱化地域計画 (13条～14条)	282				
I 国土強靱化基本計画 (10条～12条)	282	／II 国土強靱化地域計画 (13条、14条)	284	／III 国土強靱化に関する計画の体系	285
論点3 国土強靱化推進本部 (国土強靱化法15条～25条)	286				
I 国土強靱化推進本部	286	／II 国土強靱化推進本部の役割——国土強靱化基本計画の案の作成 (17条)	287		
論点4 国土強靱化基本計画策定までの道のり	289				
I 国土強靱化基本計画の閣議決定・公表	289	／II 国土強靱化基本計画策定までの道のり	289	／III 国土強靱化推進本部の設置と国土強靱化政策大綱の決定	289
IV 「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」の決定	290	／V 「国土強靱化とは? ～強くて、しなやかなニッポンへ～」の公表	293	／VI 脆弱性評価の実施と意見聴取	

294	／VII 国土強靱化基本計画（素案）の作成とパブリックコメントの実施	296	／VIII 国土強靱化基本計画案の作成、閣議決定、公表	296	／IX 今後の国土強靱化の展開	297
論点 5	国土強靱化基本計画の概要					298
	I 国土強靱化基本計画の閣議決定とその公表	298	／II 国土強靱化基本計画の構成	298	／III 国土強靱化基本計画の概要	299
	／IV 国土強靱化基本計画の内容——第1章 国土強靱化の基本的考え方	300	／V 国土強靱化基本計画の内容——第2章 脆弱性評価	302	／VI 国土強靱化基本計画の内容——第3章 国土強靱化の推進方針	305
	／VII 国土強靱化基本計画の内容——第4章 計画の推進と不断の見直し	306	／VIII 国土強靱化アクションプラン	307		
論点 6	国土強靱化地域計画とその策定状況					312
	I 国土強靱化地域計画（13条）	312	／II 国土強靱化地域計画策定ガイドラインの策定	312	／III 国土強靱化地域計画策定ガイドラインの概要	312
	／IV 国土強靱化地域計画策定ガイドラインにみる、PDCA サイクルとは	314	／V モデル調査実施地方公共団体の選定と国土強靱化地域計画策定への取組み	315	／VI 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対する関係府省庁の支援	316
	／VII 徳島県が策定した国土強靱化地域計画の事例	317				
第6章		首都直下法の論点				318
論点 1	首都直下地震緊急対策区域（首都直下法3条）					318
	I 首都直下地震の被害想定	318	／II 首都直下地震緊急対策区域（3条）	318	／III 首都直下地震緊急対策区域指定の手續	319
	／IV 首都直下地震緊急対策区域の指定基準	319	／V 首都直下地震緊急対策区域を指定する閣議決定とその公示	320		
論点 2	首都直下法が定める5つの計画					322
	I 首都直下法が定める5つの計画とは	322	／II 5つの計画のまとめ	323	／III 5つの計画の作成者とその概要	323
論点 3	首都中枢機能維持基盤整備等地区（首都直下法7条）					326
	I 首都中枢機能維持基盤整備等地区（7条1項）	326	／II 首都直下地震対策大綱と首都直下地震に係る首都中枢機能確保検討会	327	／III 首都中枢機能維持基盤整備等地区指定の手續	330
	／IV 首都中枢機能維持基盤整備等地区指定の効果	330	／V 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定	331		
論点 4	5つの計画その1——緊急対策推進基本計画（首都直下法4条）					332
	I 緊急対策推進基本計画（4条）	332	／II 緊急対策推進基本計画に定める事項	332	／III 緊急対策推進基本計画作成の手續（4条3項	

～6項) 333 /IV 首都中枢機能の確保のための主な施策 333 /V
 緊急対策推進基本計画の閣議決定とその公表 333 /VI 緊急対策推進基本計画の変更 333

論点5	5つの計画その1——緊急対策推進基本計画（首都直下法4条）の内容	337
	I 緊急対策推進基本計画の閣議決定とその公表	337 /II 緊急対策推進基本計画の概要
	III 緊急対策推進基本計画の内容その1——緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項	339 /IV 緊急対策推進基本計画の内容その2——緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針
	V 緊急対策推進基本計画の内容その3——首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項	341 /VI 緊急対策推進基本計画の内容その4——首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項
	VII 緊急対策推進基本計画の内容その5——地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項	345 /VIII 緊急対策推進基本計画の内容その6——特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項
	IX 緊急対策推進基本計画の内容その7——緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置	347 /X 緊急対策推進基本計画の内容その8——その他緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項
	XI 緊急対策推進基本計画の変更	350
論点6	5つの計画その2——行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画（首都直下法5条）	353
	I 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画（5条）	353 /II 緊急対策実施計画に定める事項
	III 緊急対策実施計画作成の手続	354 /IV 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画（政府業務計画（首都直下地震対策））の閣議決定とその公表
	V 首都中枢機能の維持に係る国会及び裁判所の措置（6条）	354
論点7	5つの計画その2——行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画（首都直下法5条）として作成された政府業務継続計画（首都直下地震対策）の内容	355
	I 政府業務継続計画（首都直下地震対策）の閣議決定とその公表	355 /II 政府業務継続計画の内容その1
	III 政府業務継続計画の内容その2	357 /IV 政府業務継続計画の内容その3
	V 中央省庁が作成する首都直下地震についての業務継続計画	361 /VI サンプルとして、国土交通省作成の首都直下地震についての業務継続計画
	VI	363

論点8	5つの計画その3——首都中枢機能維持基盤整備等計画（首都直下法8条）、その申請と認定（8条～14条）	368
	Ⅰ 首都中枢機能維持基盤整備等計画（8条1項、5項）	368 /Ⅱ 基盤整備等計画に定める事項（8条2項～4項） 369 /Ⅲ 基盤整備等計画の申請の提案（8条6項、7項） 371 /Ⅳ 基盤整備等計画の作成、申請、認定（8条8項～12項） 372 /Ⅴ 首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定に関する手続（9条～14条） 373 /Ⅵ 首都中枢機能維持基盤整備等計画の作成状況 375
	コラム⑩ 自治体・事業者のための防災計画作成・運用ハンドブックの活用を！	/375
論点9	首都中枢機能維持基盤整備等協議会（首都直下法15条）	376
	Ⅰ 首都中枢機能維持基盤整備等協議会（15条）	376 /Ⅱ 首都中枢機能維持基盤整備等協議会の組織（15条1項、7項、8項） 376 /Ⅲ 首都中枢機能維持基盤整備等協議会の構成員（15条2項～6項） 377
論点10	認定基盤整備等計画に係る特別の措置（首都直下法16条～20条）	379
	Ⅰ 認定基盤整備等計画に係る5つの特別の措置の意義	379 /Ⅱ 開発許可の特例（16条） 379 /Ⅲ 土地区画整理事業の認可の特例（17条） 381 /Ⅳ 市街地再開発事業の認可の特例（18条） 382 /Ⅴ 道路の占用の許可基準の特例（19条） 384 /Ⅵ 都市再生特別措置法の適用（20条） 386
論点11	5つの計画その4——地方緊急対策実施計画（首都直下法21条）	388
	Ⅰ 地方緊急対策実施計画（21条、22条）	388 /Ⅱ 地方緊急対策実施計画の作成（21条1項） 388 /Ⅲ 地方緊急対策実施計画に定める事項（21条2項～4項） 389 /Ⅳ 地方緊急対策実施計画作成の手続（21条5項～8項） 391 /Ⅴ 関係都県への援助（22条） 391 /Ⅵ 地方緊急対策実施計画の作成状況 392
	コラム⑪ 東京都が作成する地方緊急対策実施計画	/392
論点12	5つの計画その5——特定緊急対策事業推進計画（首都直下法24条～31条）	393
	Ⅰ 特定緊急対策事業推進計画（24条1項）	393 /Ⅱ 特定緊急対策事業推進計画に定める事項（24条2項） 395 /Ⅲ 特定緊急対策事業推進計画の申請の提案（24条4項～6項） 395 /Ⅳ 特定緊急対策事業推進計画の作成、申請、認定（24条3項、7項～10項） 396 /Ⅴ 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する手続（25条～31条） 397 /Ⅵ 地震防災対策推進協議会（地域協議会）（31条1項～11項） 399 /Ⅶ 特定緊急対策事業推進計画の作成状況 402
論点13	認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置	

(首都直下法32条～34条)	403
I 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置 (32条～34条)	
403 /II 建築基準法の特例その1——用途制限の緩和 (32条)	
404 /III 建築基準法の特例その2——特別用途地区における用途制限の緩和 (33条)	405
/IV 32条、33条の特例適用の一例——用途地域ごとの重油等の貯蔵量制限の緩和	406
/V 補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例 (34条)	408
論点14 住民防災組織の認定等 (首都直下法23条)	409
I 自主防災組織の重要性の高まり	409
/II 首都直下法が定めた住民防災組織	409

第7章 南海トラフ法の論点

論点1 南海トラフ地震防災対策推進地域 (南海トラフ法3条)、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 (10条)	411
I 南海トラフ地震防災対策推進地域 (3条)と南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 (10条)	411
/II 南海トラフ地震防災対策推進地域 (3条)	411
/III 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 (10条)	412
論点2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定	414
I 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定	414
/II 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定	416
論点3 南海トラフ法が定める4つの計画	418
I 南海トラフ法が定める4つの計画とは	418
/II 4つの計画相互の関係	418
/III 基本計画と地震防災基本計画との関係	418
/IV 4つの計画の体系	419
論点4 4つの計画その1——南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (南海トラフ法4条)	420
I 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (4条1項)	420
/II 基本計画に定める事項と留意点	420
/III 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の作成とその公表	421
/IV 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の構成	422
論点5 4つの計画その2——南海トラフ地震防災対策推進計画 (南海トラフ法5条、6条)	429
I 南海トラフ地震防災対策推進計画 (5条)に定める、防災業務計画、地域防災計画、石油コンビナート等防災計画	429
/II 南海トラフ地震防災対策推進計画の作成、定めなければならない事項等	431
/III	

	南海トラフ地震防災対策推進計画の作成状況	434
論点6	4つの計画その3——南海トラフ地震防災対策計画 (南海トラフ法7条、8条) ……………	436
	I 南海トラフ地震防災対策計画(7条、8条) 436 /II 対策計画 の作成、作成者、定める事項 436 /III 対策計画の特例(8条) 442 /IV 南海トラフ地震防災対策計画の作成状況 443	
論点7	4つの計画その4——津波避難対策緊急事業計画 (南海トラフ法12条) ……………	445
	I 津波避難対策緊急事業計画(12条) 445 /II 津波避難対策緊急 事業計画に記載する事業と記載するときの協議・同意等 446 /III そ の他の特例等(13条、14条) 447 /IV 津波避難対策緊急事業計画に 基づき実施する事業等の特例(15条～18条) 447 /V 津波避難対策 緊急事業計画の作成状況 448	
論点8	南海トラフ地震防災対策推進協議会(南海トラフ法9条) ………	449
	I 南海トラフ地震防災対策推進協議会(9条)の法定化 449 /II 南海トラフ地震防災対策推進協議会の構成(9条1項～3項) 449 / III 南海トラフ地震防災対策推進協議会の運営(9条4項～7項) 450 /IV 南海トラフ地震防災対策推進協議会の設置状況 450	
論点9	津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための 措置(南海トラフ法11条) ……………	451
	I 津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置 (11条)とは 451 /II ハザードマップの作成状況 452	
論点10	集団移転促進事業に係る特例等(南海トラフ法15条～17条) ………	453
	I 集団移転促進事業に係る特例等(15条～17条) 453 /II 集団移 転促進事業に係る特例その1——集団移転促進事業に係る農地法の特例 (15条) 454 /III 集団移転促進事業に係る特例その2——集団移転促 進法の特例(16条) 457 /IV 集団移転促進事業に係る国土利用計画 法等による協議等についての配慮(17条) 458	
論点11	南海トラフ法における補助の特例(南海トラフ法13条、18条) ……	460
	I 南海トラフ法における補助の特例その1——津波避難対策緊急事業に 係る国の負担または補助の特例等(13条) 460 /II 南海トラフ法に おける補助の特例その2——地方債の特例(18条) 462	
▶	関連法キーワード解説 ……………	463
▶	付録「震災復興担当大臣を国民投票で！」 ……………	483
▶	参考文献・参考論文 ……………	492
▶	著者略歴 ……………	495